

よどがわ保健生活協同組合 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成33年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：平成30年 3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間100時間未満とする。

<対策>

- 平成28年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成28年 6月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2回実施
- 平成29年 1月～ 社内広報誌等による社員への周知

目標2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成28年 9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標3：平成30年 3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成29年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成30年 4月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知